1 原著者の経歴

伊藤克彦(第4―6節)平井光貴(第1―3節)

取得)は、オックスフォード大学法学部法哲学教授であり、サマーヴィル・カレッジのフェロー兼上 義を担当し、二〇〇二年にサマーヴィル・カレッジの法学フェローに就任。 ル・コレッジで法哲学の DPhil を取得後、レスター大学、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンで講 級法学講師。母国スコットランドのグラスゴー大学で法学学士号、オックスフォード大学ベイリオ ジュ リー・ディクソン(グラスゴー法学士、同大学院修士課程修了、オックスフォード大学にて DPhil

ies、Problema など複数のジャーナルの編集委員を務め、特に Oxford Journal of Legal Studies につ Legal Theory´ Law and Philosophy´ Transnational Legal Theory´ Oxford Journal of Legal Stud-いては、二〇〇三年から二〇一六年にかけて、その Review Articles 編集長を務めている。 現在は法理学とEU法に関して教鞭をとり、オックスフォード大学の優秀教授賞を受賞しているほ 学生主導のオックスフォード学生連合教育賞の「優秀講師賞」にもノミネートされている。

ディクソンの関心分野として、まず一般法理学や法哲学、特にその方法論的問題、いわゆるメタ法

of European Union Law (2013) を挙げることができる。

に関する著書としては、パブロス・エレフテリアディスとの共編著である Philosophical Foundations

2 原著者の業績

(表記法は表記ゆれなども含み基本的に出典となるオックスフォード大学の紹介ページに準拠、なお全著作リ ディクソンの業績について、前述のいくつかの関心分野ごとに、適宜ピックアップして紹介しよう

ストは同ページを参照されたい)。

は、他の論者の理論(例えば、後に紹介されるブライアン・ライターなどのそれ)を検討したものなども まず、法哲学方法論、メタ法理論関連を中心にいくつかの著作をピックアップしてみよう。ここに

Dickson J, 'Methodology in Legal Philosophy' in M Carpentier (ed.), Meta-theory of Law (ISTE

Dickson J, 'Does It Matter Where We Start?: Some Remarks on Some Remarks by John Gardner on the Methodology of Legal Philosophy' (2019) 19(1) Jerusalem Review of Legal Studies

特に

1

Dickson J, 'Ours Is a Broad Church: Indirectly Evaluative Legal Philosophy As a Facet of Jurisprudential Inquiry' (2015) 6(2) Jurisprudence: an international journal of legal and political

Dickson J, 'On Naturalizing Jurisprudence: Some Comments on Brian Leiter's View of What

Dickson J. 'Methodology in Jurisprudence: A Critical Survey' (2004) 10(3) Legal Theory 117 Jurisprudence Should Become' (2011) 30 (July) Law and Philosophy 477

Dickson J, Evaluation and Legal Theory (Hart Publishing 2001)

cal Survey"だろう。これらについては、本解説でも後ほど簡単に触れられることになる。 and Legal Theoryと、その縮約発展版とも言うべき論文、"Methodology in Jurisprudence: A Criti-次に、狭義のメタ法理論的話題に(通底はするが)限定されず、より広い法哲学的関心の下に書か これらの内、とりわけ現在の議論状況に対して影響力を持ったと思われるのは、著書 Evaluation

Dickson J, 'Why General Jurisprudence Is Interesting' (2017) 49 Critica 14550

れたと見られるものとしては、次のようなものが挙げられる:

Dickson J, 'Descriptive Legal Theory' [2017] Encyclopaedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy

Dickson J, 'Legal Positivism: Contemporary Debates' in A Marmor (ed.), The Routledge Com-

panion to Philosophy of Law (Routledge 2012)

Dickson J, 'Is the Rule of Recognition Really a Conventional Rule?' (2007) 27(3) Oxford Journal of Legal Studies 373

やはりいくつかピックアップして紹介しておこう: 最後に、もう一つの主要関心分野であるところの、トランスナショナル法、EU法関連の著作を、

Dickson J, 'Who's Afraid of Transnational Legal Theory?: Dangers and Desiderata' (2015) 6

(3-4) Transnational Legal Theory 565

Dickson J and Eleftheriadis P, Philosophical Foundations of European Union Law (J Dickson and P Eleftheriadis eds., 2013) 1

Dickson J. 'Directives in EU Legal Systems: Whose Norms Are They Anyway?' (2011) 17(2)

EUROPEAN LAW JOURNAL 190

Dickson J. Directives in European Union Legal Systems: Whose Norms Are They Anyway? (2011) 17 (March) European Law Journal 190

Dickson J, 'How Many Legal Systems? Some Puzzles Regarding the Identity Conditions Of. and Relations Between, Legal Systems in the European Union' [2008] (40) Problema

3 前著の Evaluation and Legal Theory に関して

が不十分なものであることを指摘し、法理論の成功不成功を評価するためのメタ法理論的諸基準 たに導入して諸理論の再整理を試みる。その諸基準は、次のような三つのテーゼからなる た理論的整理法、 に紹介しよう。 タ法理論 前 Evaluation and Legal Theory (以下ELT) は、ディクソンの代表的著作であると同 の諸問題を体系的に再整理し論じた先駆的著作でもある。ここでは、 本書は、(恐らくはジェレミー・ベンサムの影響の下)法哲学において従来支配的であっ すなわち、「ある法/あるべき法」「記述的法哲学」 /規範的法哲学」とい その骨子のみごく簡単 った整理法 嵵 メ

- 1 2 道徳的評価テーゼ(moral evaluation thesis):法を十分に理解するためには、 法を道徳的に評価しなければならない。 法理論家は
- 有益な道徳的帰結テーゼ(beneficial moral consequence thesis):一 道徳的正当化テーゼ(moral justification thesis):法を十分に理解するためには、 は法を道徳的に正当化された現象として扱わなければならない。 定の法 理 論を支持 法理 する
- デ ィクソンは、これら三つのテーゼに従って、諸々の法理論家の立場を分類・整理し、 3 として正統なものたり得る。 ことによる有益な道徳的帰結に関する価値判断は、 法理論の成功の規準の内容をなすもの その理論的

れる。ディクソンによれば、法理論を構築するにあたって、法の諸特徴の内、論ずるべき重要な特徴 legal theory)」、後者の与する立場は「間接評価的法理論(indirectly evaluative legal theory)」と呼ば あるドゥオーキンやフィニスは誤りであると診断され、ラズやディクソンの与する間接評価的 あるが、それは必ずしも道徳的評価である必要はないとされる。その点、直接評価的法理 は何かの判断は下さねばならず、その限りにおいて法に関して何らかの評価を行うこと自体は必要で セフ・ラズや著者自身が挙げられる。前者の与する立場は「直接評価的法理論(directly evaluative 家としてロナルド・ドゥオーキンやジョン・フィニスが、そして、これを拒否する理論家としてジョ な成功/不成功を診断する。特に重要な基準が(1)の道徳的評価テーゼであり、これを受容する理論 の陣営に 法理論

三つのテーゼに直接の言及はないもの)本書においても基本的に維持されていると見ることができる。 (1)を受容しているのか、そしてディクソンがなぜそれを退けるのかという論点に関して、もう少し .幅の都合上、主に(1)についてのみ、すなわち、フィニスとドゥオーキンがどのような仕方で

の手法が擁護されることになる。このメタ法理論的整理法とそこにおける自身の立ち位置は、

(先の

具体的に紹介しておこう。

取り出す必要があり、そのために何らかの価値判断を必要とする、というところまではディクソンと えて本書の第7章、8章においても繰り返されるように、概念化に際して法の重要な要素を取り出す 判断とならざるを得ない。したがって、(1)を受容すべきだ、ということになる。だが、ELTに加 前提を共有している。 同じ「直接評価的法理論」陣営に属するとは言え、二人が(1)を受容する理論的な根拠は異なって フィニスの議論は、「法を概念化(conceptualize)」して説明する際に法の重要な要素を しかし、フィニスによれば、そのような価値判断は終局的には必ず道徳的

ため その点でフィニスの主張は誤っていると診断される。)の価: 値判断は、必ずしも道徳的価値判断である必要がない、というのがディクソンの見解であり、

らす」ことを法理論の任務とする。これに対して、ディクソンは、このようなドゥオーキンの方法論 に評価すること、すなわち、解釈を通じて法に一定の道徳的趣旨・機能を帰し、「最善の光の下に照 味でドゥオーキンは(2)の道徳的正当化テーゼをも前提としている――、その前提の下に法を道 次に、ドゥオーキンの議論であるが、こちらは法が一応正当化された現象であると捉え― 間接評価的法理論に対して、諸々の論点先取を犯すものとして退ける方針を採っている。 -その意

4 法哲学方法論の議論状況について

ポーランドのクラコウにおいて、「法哲学の哲学」をテーマとする国際学会も開かれている。 群をディクソンは挙げている。こうした諸問題は法哲学の領域を研究する上で、多くの法哲学者が疑 は るまで法哲学方法論を主題とする論文集や著作が多く出版されており、二〇一五年五月においては 紀以前の時代においては、乏しかったように思われる。しかしながら、二一世紀に入って、現在に至 問に思うと推測するが、これらの問題が法哲学領域全体の主題として大きく表面化することは、今世 何 本書の第一章では、法哲学方法論、ないし「法哲学の哲学」の問題の事例として、「法哲学の目的 か? 法哲学は何を達成すると望むことができるのか? […]」(本書一頁)といった一連の 問

何を契機にして、

注目されるようになったのか、という点を疑問に思う読者もいるかもしれない。この点を考察するに

法哲学における方法論上の問いが近年注目されていることに対して、

あたって、前述したELTの出版後の二○○四年に公刊されたディクソン自身のサーヴェ (Dickson 2004) が、手がかりの一つになる。ここでは、簡単にその内容をここで紹介しよう。

わなかったが、没後に発表された「後記」においては、ドゥオーキンの批判に対していくつかの応 上げる。よく知られるように、R・ドゥオーキンの批判に対して、生前のハートは明示的な反論を行 として、H・L・A・ハートの没後に彼の代表作の『法の概念』の第二版(と第三版)に収録された '後記」(Hart 2012: 238-276(邦訳:三六六―四一九頁))の内容をめぐって争われた一連の論争を取り ディクソンはこの論文において、法哲学における方法論上の問題が大きな主題となった契機 の一つ

答/反論を試みた。

価を目的とする」(Hart 2012: 240-241 [邦訳:三六九―三七○頁]) ドゥオーキンの立場を「ある法秩序内の確定し、かつ、それらに最善の道徳的正当化を供与して、そ (Hart 2012: 240 [邦訳:三六八頁])という意味である。一方で、この問題・論点に関して、 三六八頁])という意味であり、「記述的」とは、「道徳的に中立であり、正当化を目的としない」 頁])。ここでの「一般的」とは、「特定の法秩序や法文化にかかわらない」(Hart 2012: 239-240 [邦訳 身が支持する立場を「一般的・記述的法理学」と規定する(Hart 2012: 239-244 [邦訳:三六八—三七四 のは、「法理論自体の性質とは何か?」という問題である。この問題・論点において、ハートは、自 法論上の問題が提起されているとされる(Dickson 2004: 118)。その中でも最大の争点の一つとされた ーキンの立場を「評価的・正当化的法理学」と呼んだ(Hart 2012: 241 [邦訳:三七○頁])。ハート ィクソンの見解によると、「後記」においては、ドゥオーキンとの対立を通して、さまざまな方 「最善の下に照らし出す」諸原理を同定することにある、 立場であると述べ、このようなドゥ というのであるから、 部分的には評 ハートは

ということである。 般的 自身 自体の性質とは何か?」という問題を通して、法哲学の方法論上の問題を顕在化させる契機も作 ように、 に分類している。ただし、ここで注目すべき点は、『法の概念』の「後記」は、しばしば指摘される かなり複雑な問題であり、 こで論点になっている法理論における「評価」という概念の問題は、3節でも解説されているように およそ衝突があり得るのか、明白とは言えない」(Hart 2012: 241 [邦訳:三七〇頁]) と述べる。こ の評価によると、ドゥオーキンの「評価的・正当化的法理学」は、ハート自身の立場である「一 記述的 ただ法実証主義内部の論争を複雑にさせた(cf. Coleman 2001)というだけでなく、 法理学」とは、「あまりにも異なるので、 ディクソン自身も前著において、法理論における「評価」を三つのタイプ 両者の間に衝突がなぜ起きなければならない 「法理

ている。 問題について論じた代表的な人物として、二〇〇四年のディクソンの論文では主に三人の論者を挙げ であり、 スティーブン・ペリーは、「ハートの方法論的実証主義」(Perry 1998) という論文の中で、ハ 述のように、 三人目の人物はブライアン・ライター(Brian Leiter)である(Dickson 2004: 129-141)。 一人目は、 法哲学における方法論上の問題が顕在化した流れを受けて、 ディクソン自身であり、二人目の人物はスティーブン・ペリー(Stephen Perry) 実際に法哲学方法論

類し、実践そのものをよりよく理解する」(Perry 1998: 314)方法である。ペリーは、ハートがこの二 の方法を暗黙のうちに組み合わせたものだと論じる(Perry 1998: secs. IV-I)。ここにおける の立場は、 な方法とは、 二つの異なる方法である、「記述的 「私たち自身の社会的実践をどのように概念化しているかを調べ、仮定上、その概念を分 科学的かつ道徳的に中立的な方法と特徴づけられ、またここでの概念 説明的」(descriptive-explanatory)な方法と概念分析 「記述:

理論 は 法論は、彼が「内在的概念分析」と呼ぶものであり、「内在的概念分析」とはまさにドゥオーキンの ための適切な方法論ではないと考えるからである [Perry 1998: 349]。こうした疑問に答える適切な方 由 を提供するのか、法がどのような条件下で私たちに対する権威を持つのか、といった疑問に答える 「外在的概念分析」の試みはうまくいかないと考えている。なぜならば、「外在的概念分析」は法 の最も重要な疑問、たとえば、法がどのように私たちに他の方法ではありえないような行為

の方法を組み合わせていることを、「外在的概念分析」と呼ぶ(Perry 1998: secs. IV-I)。しかし、彼

解釈主義であると主張

した。

法哲学は概念分析を主たる方法論として採用するのではなく、 学のような経験科学に置き換えられるべきだと主張したが、 (W. V. O. Quine)は著名な論文である「自然化された認識論」(Quine 1969)において、認識論は心理 定的であり、彼は後に『自然化する法理学』(Leiter 2007)と題した論文集に収められた論文を中心 ブライアン・ライターは、そもそもペリーが支持している「概念分析」という方法論そのものに否 法哲学の方法論としての「自然主義」を擁護する。狭義の哲学において、W・V・O・クワイン ライターはクワインの主張に影響を受け、 心理学や社会学などの経験実証的

○○○年代の前半にかけて、 まとめるのであれば、 『法の概念』の第二版が一九九四年に出版されたことを契機に、一九九○年代の後半か 現在に至るまでに数多くの議論が行われていると捉えることができよう。 現在の英語圏の法哲学方法論への関心は、ハート ディクソン、ペリー、 ライターなどの論者がその の遺稿である「後記」 問題群を徐々に顕 の収

法論を採用すべきだと主張する(cf. Leiter 1997; Leiter 1998)。

念』においては、「法とは何か」という問題を考察する際の手法として、彼は「定義」による説

むしろ「解明」という表現を好んで用いる(Hart 2012: 12-17 [邦訳:四〇―四六頁])。

法哲学の領域に話を戻すのであれば、(ディクソンも本書で注目しているように)ハートの

法

明を の概

「定義」による説明を拒み、「解明」という表現を用いるときに、彼自身はどこまでフレーゲ・ウィト

5 解明」について

号を形成し、さらに複雑な複合記号が形成されることがあるが、定義とはこの複合記号の構成のこと cidation)という言葉に特別な意味が込められているように思われるが、本人も本書の1章で言及す れるし、また受け手の善意、好意的な理解、推察などに頼らざるを得ないと主張したとされる 的単純者について研究者で合意を形成することにあり、解明による説明はしばしば比喩表現が用いら を指すのではなく、複合記号の単純な省略形を導入することにある (荒畑 2019: 84-85)。しかしなが と対比される。 ゲの研究書である荒畑靖宏の『世界を満たす論理』(荒畑 2019)では、「解明」は「定義」による説明 ゲンシュタイン るように、そもそも解明という言葉のルーツは哲学におけるG・フレーゲ(G. Frege)やL・ウィト 本書の原書名は「法を解明する」(elucidating law) というタイトルである。本書では 一方でフレーゲは論理的に単純なものは定義できないとも述べ、解明の役割は、このような論理 荒畑の解釈によると、フレーゲは、科学の発展につれ既知の原初記号から複合的 (L. Wittgenstein)が用いた Erläuterung という用語まで遡ることができる。 「解明」(elu-フレー

ディクソン自身は、これまで説明した「解明」という言葉のルーツを念頭に置きつつも、 る法哲学において、 はないと指摘しながらも(第1章、脚注(5))、「法とは何か」をめぐる問題、 レーゲ・ウィトゲンシュタイン由来の「解明」と法哲学における「法の解明」は直接結びつくわけで ゲンシュタイン由来の「解明」に影響を受けているのかはわからない。しかし、ディクソンは、 いう言葉に彼女独自の視点や解釈を加え、自身の法哲学方法論の立場を象徴するモチーフとして用 ハートが「解明」という用語を用いた点に積極的な意義を見出す。 つまり法の本性に関 本書において、 「解明」と

6 各章の解題

ているように思われ

じている」との回答があった。本書の第1章の4節では、ディクソン自身によって本書の構成が述べ こでは振り返ってみよう。 う構成であるがゆえ、 られているもの 章では同じトピックを扱っているものの、第1―6章ではより広い範囲の法哲学の方法論につい ける価 前 |著のELTと本書との違いをディクソン自身にメールで質問したところ、「ELTは法哲学にお 値判 断 0 0 役割について論じていた。 取り扱われているテーマが広範囲にわたり、 訳者側からも、 本書の内容を概観・整理することを試みる。各章毎の内容をこ しかし、『法哲学の哲学:法を解明する』では、 各章の内容が相互に関連し合うとい 第7

意義については訳者解説が詳しいので、ここでは私が本書について持った感想だけを簡単に書いてお を述べ、構成については第1章第4節が説明している。また著者の業績と本書が今日の法哲学で持つ (Oxford University Press, 2022)の全訳である。本書の内容については冒頭のシリーズ編者序文が要旨 本書は Oxford Legal Philosophy シリーズの一冊として刊行された Julie Dickson, *Elucidating Law*

*

本書は法哲学の中でも、「法とは何か?」という最も中心的な問題をいかに論ずべきかという、法

論とは峻別できるわけではなく結びついているから、本書は法の本性に関する著者自身の見解も示す 特にその方法論に焦点を当てた書物は少ない。ただし著者が言うように法哲学の方法論と実質的 る。「法概念論」とか「一般法哲学」とか呼ばれる分野に属する研究は少なくないが、本書のように 哲学の方法論、むしろ著者の言い方では「法哲学の哲学」(本書二頁を見よ)に関するモノグラフであ

ことになっていて、法概念論にも大きな貢献を行っている。著者はこれらの問題に関する現代の代表

哲学界の見取り図を与えることにもなっている。

的な法哲学者の説の検討を通じて自説を述べているが、その際いたずらに論争的な態度に陥ることな 自分が批判する人々の著作の長所も率直に認めているから、 結果として本書は今日の英語圏

誤りを犯しているという批判が考えられるが、第3章、特にその第3節はこのような批判に対する回 る〉とする著者の見解に対して、それは法に本質なるものがあるという「本質主義 essentialism」 ところで〈法を法たらしめる本性 nature は何かを明らかにするのが法哲学の任務 (の一つ) であ

答として読むことができる

人々の「自己理解」をかなりの程度尊重するという点で、外的視点のみならず内的視点の重要性を指 摘したハートの「社会的実践理論」とでも呼ぶべき法実証主義の一種と理解できそうだ。だが著者は 般的に法実証主義と呼ばれる陣営に属する。中でもそれは、法にたずさわる人々や法 著者が提唱する「間接評価的法哲学」は最初の段階では法に対する評価判断を行わないものだから、 の下に

という言葉の用語法が法の性質の理解において重要な役割を果たすという私の主張 ソンのものと共通していたし(実際私はその本の一八三頁で、彼女の二〇一二年の論文に触れた)、「法_ 我田引水になるが、私が『法哲学講義』(筑摩選書、二〇一五年)でとっていたアプローチはディク 主義」という言葉が十分に明確でないと考えてその使用を避けている(第5章第6節 (同上三七 一八頁

心に従うべきだという主張(第4章第3節末尾)に賛成だ。哲学者はジャーナリストでも社会運動家

かったと今になって反省した。

また私は特に、

は本書の第6章第2節(c)とも共鳴するが、その際自分はこれほど明快な方法論的自覚を持っていな

私はその本を書いた時、本書で検討されているような議論を十分 法哲学者は外部からの現実的な圧力にかかわらず自分自身の知

は一理あるだろう。私自身は『法哲学講義』第4章第3節でそのような細分化を試みた。私はその試 みが決してハートの法理論と対立するものではなく、むしろそれを一層発展させると考えている。 でも評論家でもないはずだと信じているからである。しかし第4章第4節(c)で紹介されているよう 〈ハートは内的視点のさらなる細分化を十分な理由なく拒否している〉というフィニスの批判に

* *

*

研究者が共訳することになった。担当部分は次の通りである。 提案によるものである。その本と同様、複数の目を通して最善の翻訳を提供するため、四人の法哲学 本書の翻訳は、基礎法学翻訳叢書の既刊マーモーの 『現代法哲学入門』に続いて、 伊藤克彦さんの

シリーズ編者序文・謝辞・第1章・第5―6章 森 村

第2-3章

第4章 第7—8章

平井 伊 藤

ば 引用については訳書を参照したが、必ずしもその訳文のままでない個所もある。原題をそのまま訳せ 今度も私が監訳者として全体の統一をさせてもらうことになった。邦訳が存在する文献への言及・ 『法の解明』だが、本書のねらいをより明確にするため、訳題は 『法哲学の哲学』とした。

二〇二三年冬至の日

261

森 村

進